

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2020年11月24日(火)

今週のことば

感染リスクが高まる「5つの場面」
政府は、①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間の飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり、の5つの場面に注意を呼び掛け。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

11/23(月) 赤口 勤労感謝の日

24(火) 先勝

25(水) 友引

26(木) 先負 三の酉

27(金) 仏滅

28(土) 大安

29(日) 赤口 競馬・ジャパンカップ

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
11/16(月)	25,907 △521	104.44 △0.62
17(火)	26,015 △108	104.47 ▼0.03
18(水)	25,728 ▼287	103.88 △0.59
19(木)	25,634 ▼94	103.82 △0.06
20(金)	25,527 ▼107	103.86 ▼0.04

コロナ特別貸付等に係る利子補給制度

◆交付額と確定額に差がある場合は精算が必要

日本公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」などの借入を行った中小企業者等のうち、売上減少要件を満たす事業者に対して、最長3年間分の利子相当額を一括で助成し実質無利子化する特別利子補給制度が実施されています(事務局は中小機構)。
本制度は、対象となる貸付を受けた公的金融機関から受領した申請書類を事務局に提出することで、助成対象期間(貸付を受けた日から最長3年)の利子相当額が一括で振り込まれます(通常は申請受付から概ね2ヵ月程度)。申請方法は郵送に加え、今月10日からオンライン申請も開始されました。

なお、助成対象期間終了後に、事務局から確定した助成金額(実際に金融機関へ支払った利子の金額)が「助成金確定通知書」により通知されます。対象期間中に貸付の条件変更や約定外返済(借換・繰上償還等)により利子の支払い額が変更し、交付金額と確定金額に差が生じる場合には、追加交付又は返納により精算する手続きが必要となります。

◆本制度の利子補給を受けた場合の経理処理

本制度の助成金は、特別貸付等に係る利子相当額の交付を一括で受けた時点において助成額が確定しておらず、支払利子が発生する都度、助成額が確定(収益が確定)することになります。そのため、交付を受けた事業年度に収益として一括計上するのではなく、当該事業年度の支払利子の発生に合わせて、同額を「利子補助分」として収益に計上します。

なお、交付を受けた助成金は「前受金」等として計上し、その後「利子補助分」の収益計上に合わせて取り崩していきます。

■この記事の詳細は、情報BOX201544

振替依頼書等のオンライン提出が可能に

国税を納付する個人の方が振替納税を利用する場合は、事前に振替依頼書を提出する必要があります。また、ダイレクト納付についても事前に利用届出書の提出が必要です。

振替依頼書やダイレクト納付利用届出書は、書面での提出に限られていましたが、来年1月からe-Taxを使用したオンライン提出が可能です。

パソコンやスマートフォンからe-Taxにログインし、必要事項を入力することで、振替依頼書等の記入や金融機関届出印の押印なしで提出できるようになります。なお、金融機関の外部サイトにより利用者認証を行うため、電子署名及び電子証明書の添付は不要となります。

来年の裁判員候補者に通知が届きます

平成21年(2009年)にスタートした裁判員制度は、今年8月までに10万人を超える方が裁判員・補充裁判員を経験しています。

毎年11月に、来年の裁判員候補者名簿に登録された方へ「名簿記載通知」が裁判所から届きますが、名簿に登録された段階では必ずしも裁判員に選ばれるわけではありません。

なお、「仕事が忙しい」という理由では裁判員を辞退できませんが、本人が行わなければ事業に著しい損害が生じる場合などは認められます。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

新型コロナ特別貸付等に係る特別利子補給制度について

◆特別利子補給制度の概要

本制度は、日本公庫や沖縄公庫による「新型コロナウイルス感染症特別貸付」など、商工中金や日本政策投資銀行による「危機対応融資」といった特別利子補給の対象となる貸付により借入を行った中小企業者等のうち、以下の売上高要件を満たす事業者に対して、貸付を受けた日から最長3年間にあたる利子相当額を一括して助成することにより、実質的な無利子化を実現するものです。

【売上高要件】

- ①小規模企業者（個人事業主※事業性のあるフリーランス含む）：要件はありません。
- ②小規模企業者（法人事業者）：貸付の申込を行った際の最近1ヵ月又はその翌月若しくは翌々月の売上高が、前年又は前々年の同月と比較して15%以上減少している方
- ③中小企業者等（上記①、②を除く事業者）：貸付の申込を行った際の最近1ヵ月又はその翌月若しくは翌々月の売上高が、前年又は前々年の同月と比較して20%以上減少している方
※業歴3ヵ月以上の創業間もない方や、1年以内に店舗拡大等を行った方は、前年又は前々年ではなく、過去3ヵ月（最近1ヵ月含む）の平均額、令和元年12月、令和元年10月～12月の平均額のうちいずれかの売上高と比較できます。

◆申請から助成対象期間終了までの流れ

(1)申請

貸付を受けた公的金融機関等より配布される、特別利子補給助成金交付申請書及び請求書、誓約・同意書、申告書、事務局宛て専用封筒を受領します。

【郵送申請の場合】

～ に必要事項を記入し、 の専用封筒にて郵送します。

【オンライン申請の場合】

特別利子補給制度 HP より、オンライン申請が可能です。 < <https://tokubetsu-riho.jp> >

申請の際は、 に記載されている取引番号等の入力が必要となります。

※申請期限は令和3年12月31日となります。

(2)審査・交付決定

事務局により、申請内容が交付の要件を満たしているかどうかの審査が行われ、交付の要件を満たしている場合は、事務局から交付決定及び事務局が計算した助成金額が通知されます。

(3)助成金交付

申請書に記載した振込先の口座に助成対象期間（貸付を受けた日から最長3年）の利子相当額が一括で振り込まれます。申請書類に不備がなければ、通常は、申請受付から助成金振込まで概ね2ヵ月程度ですが、現在、非常に多くの申請があり期間を要する場合があります。

※入金された助成金は対象貸付に係る利子の支払いにのみ充当してください。

(4)助成期間中

助成期間中、対象貸付に条件変更や約定外返済等があり、交付した助成金額と確定した助成金額（実際に支払った利子の金額）に差が生じる場合、助成金の返還又追加交付の手続きが発生します。

また、申請内容に変更があった場合、事務局への届け出等が必要となる場合があります。

(5)助成期間終了

助成終了後、事務局は貸付を受けた公的金融機関から交付対象者が助成期間中に実際に支払った利子の金額の報告を受けて助成金額を確定し、交付対象者に対して「助成金確定通知書」により確定した助成金額を通知します。

◎交付された助成金と確定した助成金額に差が生じている場合

交付した助成金額が確定した助成金額を下回った場合、事務局は下回った部分の金額を交付対象者に追加交付します。一方、交付した助成金額が確定した助成金額を上回った場合、交付対象者は上回った部分の金額を事務局に返還しなければなりません。

◆本制度における助成金の経理処理

本制度に基づく助成金は、交付を受けた時点では助成額は確定しておらず、支払利子が発生する都度、その助成額が確定する（収益が確定する）というものです。そのため、その交付を受けた事業年度に一括で収益として計上するのではなく、当該事業年度の支払利子（費用）の発生に合わせて、同額を「利子補助分」として収益に計上することとなります。

なお、交付を受けた助成金は、その全額を「前受金」等として計上し、その後の「利子補助分」の収益計上に合わせて取り崩していくこととなります。